

# 第5期熊本市障がい福祉計画及び 第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について

熊本市障がい者自立支援協議会  
平成29年8月18日

# 計画の策定根拠

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は厚生労働大臣の定める基本指針に即して「障害福祉計画」を定めることとされている。また今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」の策定が義務づけられることとなった。

## 障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
第88条及び第89条

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

## 障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20及び第33条の22

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

# 最近の施策の主な動き

## ○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30.4.1施行）

- 自立生活援助の創設
- 就労定着支援の創設
- 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3施行）

## ○障害者部会報告書（H27.12.14）

- 都道府県障害福祉計画に記載される精神障害者の長期在院者数の削減目標を、市町村障害福祉計画に記載される障害福祉サービスのニーズの見込量に反映させる方法を提示すべきである。
- 障害福祉計画と介護保険事業（支援）計画がいっそう調和のとれたものとなる方策を検討の上、講じるべきである。
- 障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべきである。
- 障害福祉計画の実効性を高めていくため、例えば、PDCAサイクルを効果的に活用している好事例を自治体間で共有するとともに、都道府県ごとの目標・実績等の公表・分析や、障害福祉サービスの利用状況等に関するデータ分析に資する取組などを推進すべきである。

## ○相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめの公表（H28.10）

- 相談支援専門員の資質の向上
- 基幹相談支援センターの設置促進

## ○これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の開催（H28.1～）

主な検討事項は以下のとおり

- 精神障害者を地域で支える医療のあり方
- 多様な精神疾患等に対応できる医療体制のあり方
- 精神病床のさらなる機能分化

## ○発達障害者支援法の一部を改正する法律（H28.8.1施行）

- 発達障害者支援地域協議会の設置
- 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

## ○障害者差別解消法の施行（H28.4.1）

- 障害を理由とする差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供

## ○成年後見制度利用促進法（H28.5.13施行）

- 成年後見制度利用促進委員会の設置

## ○ニッポン一億総活躍プラン（H28.6.2閣議決定）

- 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
- 地域共生社会の実現

# 基本指針見直しの主なポイント

基本指針…障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるもの。市町村はこの基本指針に即して市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する。

## ①地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。



成果目標  
①③に反映

## ②精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。



成果目標②  
に反映

## ③就労定着に向けた支援

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。



成果目標④  
に反映

## ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。



成果目標⑤  
に反映

# 基本指針見直しの主なポイント

## ⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

## ⑥発達障がい者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障がい者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

## \*その他の基本指針見直しのポイント

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方
- 情報公表制度による質の向上
- 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- 障がい福祉人材の確保

# 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

## 3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に  
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%  
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

### ④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

## 4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障害者の芸術文化活動支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

# 計画の基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる計画の基本的理念に配慮して計画の策定を行う。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

## 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

＜障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方＞

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. クループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

＜相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方＞

1. 相談支援体制の構築
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の設置等

＜障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方＞

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

## 計画の目指す目的

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

## 第5期熊本市障がい福祉計画の策定にあたって

平成29年度末で「第4期熊本市障がい福祉計画」の計画期間が満了となる。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法改正に伴い、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するため、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられることとなった。

そこで本市では、国の基本指針に基づき、3カ年の計画期間（平成30～32年度）で「第5期熊本市障がい福祉計画」と「第1期熊本市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとする。

# 第5期熊本市障がい福祉計画 構成（案）

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本理念
3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方
4. 計画の位置づけ、他の計画との関係
5. 計画期間
6. 計画の進行管理

## 第2章 障がい者数の現況

1. 障がい者手帳の所持者数
2. 難病患者の状況
3. 障害福祉サービス受給者数

## 第3章 平成32年度の数値目標

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 障がい者の重度化や高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等

## 第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

## 第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

## 第6章 サービス見込量等確保のための方策

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

## 2. 計画の基本理念

「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「障害者基本法」、「障害者の権利に関する条約」及び熊本県が定めた「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえつつ、熊本市障がい者プランに掲げた「自立と共生の地域づくり」という基本理念を踏襲する。

## 3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

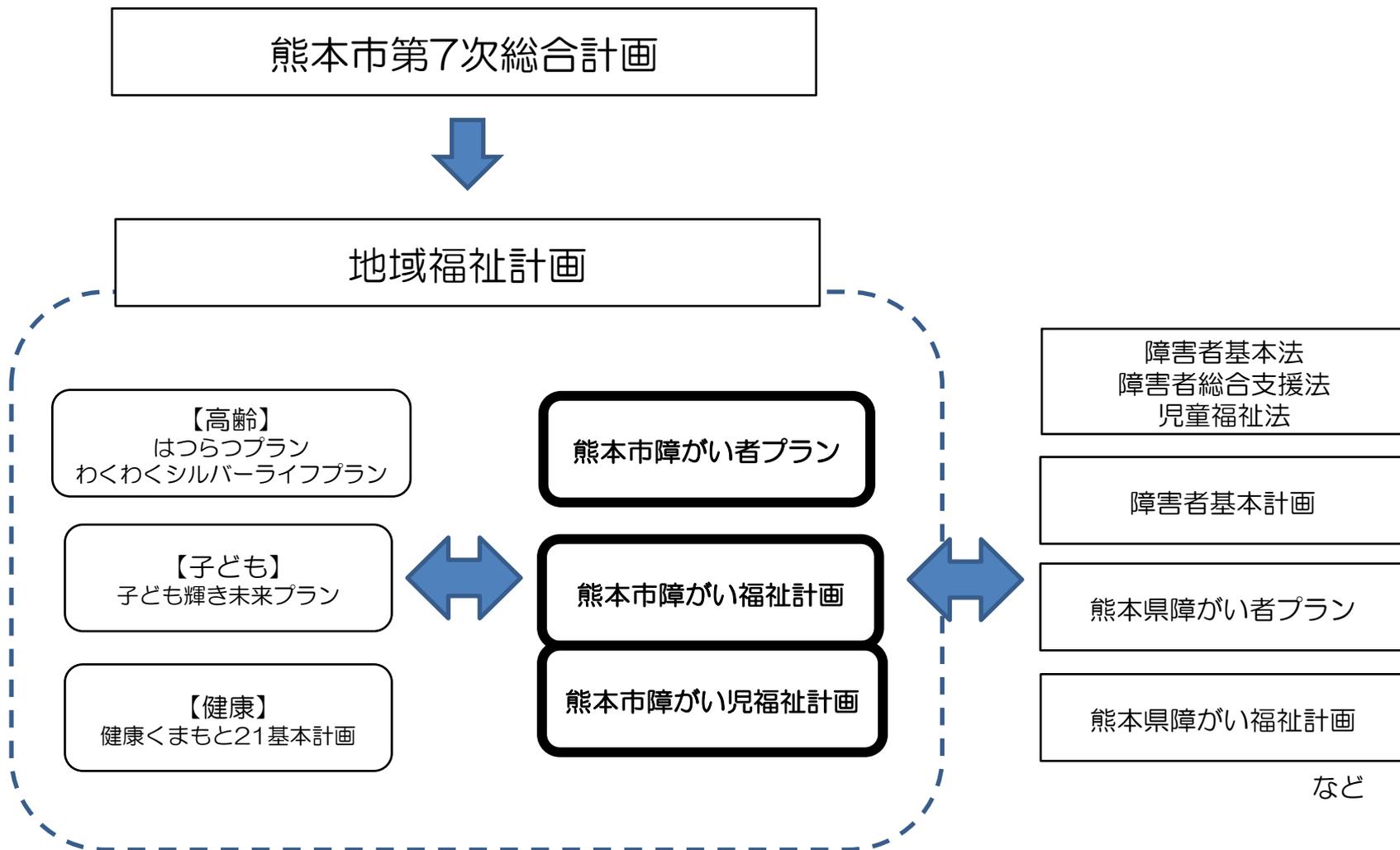
- ①障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
- ②相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
- ③障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

## 4. 計画の位置づけ

### ①計画の位置づけ

	障がい福祉計画 (障害福祉計画)	障がい児福祉計画 (障害児福祉計画)	障がい者プラン (障害者計画)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</li> <li>・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等</li> </ul>	障害者施策の基本的方向について定める計画
根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条及び89条	児童福祉法第33条の20及び 第33条の22	障害者基本法第11条
国	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年3月31日告示）		障害者基本計画 第3次：H25年度～H29年度
県	熊本県障がい福祉計画 第4期：H27年度～H29年度	* H30年度から策定	熊本県障がい者計画 第5期：H27年度～H32年度
市	熊本市障がい福祉計画 第4期：H27年度～H29年度	* H30年度から策定 熊本市障がい児福祉計画 第1期：H30年度～H32年度	熊本市障がい者プラン H21年度～30年度 (H26年度に中間見直し)

②他の計画との関係



## 5. 計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

## 6. 計画の進行管理

障害者総合支援法の中で、障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認める時は、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずることとされている。

本市ではPDCAサイクルに沿って、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行う。

# 第2章 障がい者数の現況

## 1. 障がい者手帳の所持者数

- ①身体障害者手帳所持者数
- ②療育手帳所持者数
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者数

## 2. 難病患者の状況（指定難病医療受給者証所持者数）

## 3. 障害福祉サービス受給者数

## 第3章 平成32年度の数値目標①

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度とする次の5つの**成果目標**を設定する。なお、以下に記載した成果目標（数値）は国の基本指針によるものであり、計画には本市の実情に応じて設定する予定である。

### 成果目標① 施設入所者の地域生活への移行

【施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について】  
H32年度末時点でH28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【施設入所者数の削減に関する目標について】  
H32年度末時点の施設入所者数をH28年度末の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

### 成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

新

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置→精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等

新

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置→障がい者自立支援協議会等

精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満 国が提示する計算式を用いて設定）

精神病床における早期退院率（入院後3ヶ月時点の退院率69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率84%以上、入院後1年時点の退院率90%以上）

### 成果目標③ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

平成32年度末までに各市町村又は各圏域内に少なくとも1つを整備することを基本とする

## 第3章 平成32年度の数値目標②

### 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について】  
H32年度末までに平成28年度末実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

【就労移行支援の利用者数に関する目標について】  
平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

【就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について】  
就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

新

【就労定着支援による職場定着率に関する目標について】  
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

新

### 成果目標⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

【障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について】

- 平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- 平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【医療的ニーズへの対応について】

- 平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 平成30年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。  
(障がい者自立支援協議会等)

## 第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み①

障害福祉サービスの必要量の見込みには、国の基本指針に即し、本市の過去の利用実績からの伸びや、障がい者のサービスの利用に関する意向調査等により、見込量を算出する。

### 障害福祉サービス、相談支援

#### 《訪問系サービス》

居宅介護  
重度訪問介護  
同行援護  
行動援護  
重度障害者等包括支援

利用者数  
●人／月  
利用時間  
●時間／月

#### 《日中活動系サービス》

生活介護  
自立訓練（機能訓練）  
自立訓練（生活訓練）  
就労移行支援  
就労継続支援（A型）  
就労継続支援（B型）  
短期入所（福祉型・医療型）

利用者数  
●人／月  
利用日数  
●人日／月

新

就労定着支援  
療養介護

利用者数  
●人／月

#### 《居住支援・施設系サービス》

新 自立生活援助  
共同生活援助  
施設入所支援

利用者数  
●人／月

#### 《相談支援》

計画相談支援  
地域移行支援  
地域定着支援

利用者数  
●人／月

## 第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み②

新

### 発達障害者支援関係

発達障害者地域支援協議会の開催回数

発達障害者支援センターの相談件数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

### 障がい児支援

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

居宅訪問型児童発達支援【新】

利用児童数

●人／月

利用日数

●人日／月

障害児相談支援

福祉型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

利用児童数

●人／月

新

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

## 第5章 地域生活支援事業の必要量見込み①

地域生活支援事業の実施について、次の事項について定める。

- ①実施する事業の内容
- ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- ③各事業の見込量の確保のための方策
- ④その他実施に必要な事項（特記すべき事項があれば）

事業名（地域生活支援事業）		量の見込み
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施の有無
(2) 自発的活動支援事業		実施の有無
(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数
		基幹相談支援センターの設置の有無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無
	住宅入居等支援事業	実施の有無
(4) 成年後見制度利用支援事業		●人／年
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	●件／年
	手話通訳者設置事業	●人／年
(7) 日常生活用具給付等事業		種類ごとの給付等見込み件数 ●件／年
(8) 手話奉仕員養成研修事業		実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数） ●人／年
(9) 移動支援事業		●人／月 ●時間／月

## 第5章 地域生活支援事業の必要量見込み②

事業名（地域生活支援事業）		量の見込み
(10) 地域活動支援センター		実施見込み箇所数、実利用見込み者数 ●人/日
(11) 発達障がい者支援センター運営事業		実施見込み箇所数、実利用見込み者数 ●人/日
(12) 障害児等療育支援事業		実施見込み箇所数
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了見込み者数 ●人/年
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数 ●人/年
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数 ●件/年
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用見込み件数 ●件/年
(15) 広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	地域生活支援広域調整会議等事業 ：協議会の開催見込み数
		地域移行・地域生活支援事業 ：ピアサポート従事者見込み者数
		災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ：運営委員会の開催見込み数
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会の開催見込み数

## 第6章 サービス見込量等の確保のための方策

障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量等を確保するための方策を定める。

# スケジュール（案）

時期	内容	
平成29年5月	アンケート業者募集、決定	
6月	アンケート調査票作成	
	福祉に関するアンケート発送	
7月	■第1回 熊本市障害者施策推進協議会（7/20）	
	アンケート回収・分析	
8月	アンケート調査結果分析	
9月	県内特別支援学校進路（施設利用）希望調査	
11月	計画素案の作成	
	障害者施策推進協議会委員への意見聴取	
	障がい者団体への意見照会	
	精神保健福祉審議会での意見聴取	
	第3回障がい者自立支援協議会での意見聴取	
12月	議会へ進捗状況を報告	
	パブリックコメント	
平成30年1月	パブリックコメントの意見集約、素案の修正	
	■第2回 熊本市障害者施策推進協議会（下旬）	
3月	議会へ案について報告	
	第5期熊本市障がい福祉計画決定	

# 当事者アンケートについて

## 1. 調査の目的

基本指針の中に、障害福祉計画等を定めるときには、アンケート等の実施により障がい者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるべきと定められている。

そこで、「第5期熊本市障がい福祉計画」及び「第1期熊本市障がい児福祉計画」を策定するために必要な基礎資料を得ることを目的として、障がい児・者の生活状況、社会参加状況、障害福祉サービス利用状況等の実情とニーズ及び課題を把握するためのアンケートを実施する。

## 2. 調査対象

市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病医療受給者証所持者、障害福祉サービス受給者を対象に、3,000人を無作為抽出し、調査対象とした。

## 3. 調査方法

郵送法（郵送による配布、回収）

## 4. 調査期間

平成29年6月29日～7月18日

## 5. 調査項目

別紙調査票のとおり

